

東根市建設工事元請下請関係適正化指導要領【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
<p>(下請体系の把握)</p> <p>第6条 市から直接工事を請け負った元請は、下請報告書（別紙様式1）、下請業者一覧表（別紙様式2）を作成し、市に提出しなければならない。ただし、その予定価格が <u>200</u> 万円を超えない工事又は災害に伴う応急工事若しくは電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事については、省略することができる。</p>	<p>(下請体系の把握)</p> <p>第6条 市から直接工事を請け負った元請は、下請報告書（別紙様式1）、下請業者一覧表（別紙様式2）を作成し、市に提出しなければならない。ただし、その予定価格が <u>130</u> 万円を超えない工事又は災害に伴う応急工事若しくは電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事については、省略することができる。</p>